

やまと事務所 News No. 70

今回の menu

- I. 最低賃金の引き上げ II. 社会保険料（9月分）の変更 III. マイナ保険証
IV. 健康保険の被扶養者資格確認 V. G ビズ ID の活用

I. 最低賃金が過去最大 51 円引き上げ、全国平均の時給 1,055 円になります

今年 10 月から適用される都道府県ごとの最低賃金の見込額が発表されました。

物価高騰や地域格差是正を背景として、平均引き上げ額は過去最大の 51 円となり、

茨城県など 8 県で初めて 1,000 円超えとなるなど、1,000 円超えは全国で 16 県へと倍増する予定です。

県別の最低賃金は以下の通りとなっておりますので、皆様の会社でも賃金のご確認をお願い致します。

	千葉県	茨城県	東京都	埼玉県	神奈川県
2024 年度最低賃金	1,076 円	1,005 円	1,163 円	1,078 円	1,162 円
2023 年度最低賃金	1,026 円	953 円	1,113 円	1,028 円	1,112 円
引き上げ額	50 円	52 円	50 円	50 円	50 円

今回の引き上げでどれくらい人件費が増加するのか、ご参考になしてください。

(2024.9.1 時点)

【千葉県 フルタイムのパートタイマーの場合（1日8時間、月20日）】

[給 与] $1,026 \text{ 円} \times 8 \text{ 時間} \times 20 \text{ 日} = 164,160 \text{ 円}$

[会社負担] (社会保険料 + 労働保険料)の会社負担分 = 26,363 円

[合 計] 190,523 円

最低賃金引き上げ後

[給 与] $1,076 \text{ 円} \times 8 \text{ 時間} \times 20 \text{ 日} = 172,160 \text{ 円}$ **(8,000 円 UP)**

[会社負担] (社会保険料 + 労働保険料)の会社負担分 = 27,989 円 **(1,626 円 UP)**

[合 計] 200,149 円 **(9,626 円 4.8%UP)**

1 か月 **9,626 円**、1 年で **115,512 円**の人件費の増額になります。 (5 人だと年間 577,560 円増)

【月給者の場合（1日8時間、月176時間）】 $1,076 \text{ 円} \times 176 \text{ 時間} = 189,376 \text{ 円}$ となります。

(月給約 19 万円)

業務改善助成金をご存知ですか？

中小企業・小規模事業者を対象に、事業場内で最も低い賃金を 30 円以上引き上げ、生産性向上のための設備投資を行った場合に、その**設備投資等にかかった費用の一部を助成**する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入・教育訓練など

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
(最大 600 万円)

政府目標では 2030 年代半ばまでに、最低賃金を 1,500 円まで引き上げると発表されており、経営環境が厳しい中で、来年以降は更なる大幅な引き上げも予想されます。

こうした助成金をうまく活用して生産性向上を実現し、厳しい経営環境を乗り越えましょう。

Ⅱ. 10月支給の給与計算をする際は社会保険料にご注意ください！

毎年7月に提出する社会保険の『算定基礎届』により、令和6年9月分からの等級（標準報酬月額）が決まります。変わらない場合もありますが、10月支給の給与計算時は保険料の確認をお願いいたします。給与の締日や支払日は関係ありません。原則として令和6年9月分で決定された等級は来年（令和7年）8月分まで同じ等級（保険料）になります。

ただし、次の場合は、年の途中でも等級や保険料が変わりますのでご注意ください。

★1 保険料率の変更 毎年3月(4月支給給与)から各都道府県の健康保険・介護保険の料率が見直されます。

★2 固定的賃金の変動幅が大きいとき ・月給の変更・日給または時給単価の変更

・新たに手当を支給することになった、または手当額の増減 など

※★2のケースにおいて、手続きがされていないと後日遡って手続きをすることになり、従業員・会社ともにまとまった保険料の納付または還付となる場合があります。固定的賃金に変更があるときは弊所へご一報願います。

Ⅲ. 令和6年12月2日で健康保険証の発行が廃止！？(マイナ保険証について)

令和6年12月2日に健康保険証の発行が廃止されます。今後の病院受診や手続きはどうなるのか？をまとめてみました。

1. 今使っている保険証が使えなくなるの？

令和6年12月2日をもって、現在の保険証が発行されなくなり、マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」となります。現在の保険証は令和7年12月1日まで保険証として使用できます。

2. マイナンバーカードを作っていない場合は？

マイナンバーカードを持っていない、マイナ保険証に対応していない病院の場合、協会けんぽ・国民健康保険（市区町村）から「資格確認書」が全員に発行されますので、資格確認書を使用して病院を受診します。

3. 今使っている保険証はどうしたらいいの？

現在の保険証の有効期限は令和7年12月1日です。

令和7年12月2日になりましたら協会けんぽの保険証は弊所に、国民健康保険加入の場合は市区町村に返却してください。

4. 従業員が入社・退社したらどうなるの？

今まで通り、手続きは弊所で行いますので「入退社連絡票」にてお知らせください。保険証が発行されることはなく、ご本人のマイナンバーカードに登録されている情報が変わります。保険証をお持ちの従業員が退職の場合、令和7年12月1日までは弊所まで保険証をご返却願います。

5. マイナ保険証のメリットは？

☆何も手続きしなくても高額療養費の限度額を超える支払いが免除される。

☆過去の通院履歴、処方された薬が確認できる。

☆マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる。

☆高齢受給者証（70歳以上の方）を医療機関に持参しなくても良い。

IV. 健康保険の被扶養者 資格再確認があります ~年収の壁への対応について~

1. 被扶養者 資格再確認とは？

健康保険の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者の要件に該当しているか、年に一度確認するためのものです。

10月に協会けんぽ等より「被扶養者状況リスト」が届きます。

対象の被扶養者の方が、健康保険の被扶養者要件を満たしているか確認したうえで、被扶養者状況リストに確認結果を記入し、協会けんぽに返送します。



2. 確認の対象者となる被扶養者

令和6年4月1日時点で、18歳以上の方。

(令和6年4月1日以降に被扶養者となった方等は、確認の対象外となります。)

3. 被扶養者の収入要件は？

被扶養者と認められるには、主として被保険者の収入によって生活が成り立っていることが必要です。

	同居の場合	別居の場合
年収	130万円未満 (60歳以上又は一定の障害者の場合は180万円未満)	
被保険者の年収・援助額の関係	被保険者の年収の2分の1未満	被保険者からの仕送り額より少ない

★被扶養者の年収とは

給与収入だけでなく、事業収入、財産収入、公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険の傷病・出産手当金を含みます。

4. 年収の壁への対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより年収が一時的に130万円を超えてしまっても、被扶養者状況リストの「変更なし」にチェックし、**事業主の証明**を添付することで、引き続き扶養に入ることができます！

(臨時的な措置のため制度が変わる可能性があります)

⇒事業主の証明を添付する場合には、収入を確認する書類(所得証明書等)の提出は不要となります。

(書式はここから→[年収の壁・支援強化パッケージ | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp))

事業主の証明

※昇給又は恒久的な勤務時間の増加の場合には、一時的な収入増加には当たりません。
その場合には被扶養者に該当しなくなる可能性があるため、扶養解除の手続きをおこなうこととなります。

V. G BizIDの活用で、貴社のビジネスをもっとスムーズに！

gBizID

今回は国が企業の導入を推進している「G BizID」についてご説明します。
G BizIDとは何か、どうして便利なのか、どのように使うのかを分かりやすく解説します。

1. G BizIDとは？

G BizIDは、法人や個人事業主の方々が、**一つのIDで様々な行政手続きをオンラインで行えるシステム**の名称です。IDを一つ作成するだけで、会社の手続きや補助金の申請など様々な行政の手続きや申請を一つのIDで行うことができますようになります。

2. どうして便利になるの？

今までは手続きをするたびに、それぞれIDやパスワードを作り、それぞれ会社情報等を入力して手間がかかるなど考えたことはなかったでしょうか。G BizIDを使えば、一度登録するだけで、様々な手続きにその情報が使えるため、時間と手間を大幅に節約できるようになります。

3. G BizIDでできることは？

手続きが便利になるG BizIDですが、どのような行政手続きでつかえるのか、代表的なものを紹介します。

- **補助金申請:** ものづくり補助金やIT導入補助金など、様々な補助金の申請がオンラインで完了します。
- **社会保険手続き:** 従業員の社会保険の手続きも、オンラインで行えます。
- **各種認可申請:** 建設業許可申請、飲食店の営業許可申請など、様々な認可申請がオンラインで可能になります。
- **その他:** 各種届出や証明書の発行など、幅広い行政手続きに対応しています。

※なお、G BizID経由でこれらの手続きを弊所に「委任」していただくことで、手続きを代行することも可能です。



安全性は？ セキュリティは大丈夫なの？

G BizIDは、二要素認証という仕組みを使って、セキュリティを強化しています。これにより、他の人が勝手に貴社のIDを使うことができないようになっています。安心して使えるのがポイントです。

4. まとめ

G BizIDを使うことで、様々な手続きが簡単に、安全に行えるようになります。
これからの時代、こうした便利なシステムを活用して、より効率的にビジネスを進めていきましょう。

社会保険労務士法人・行政書士 やまもと事務所
〒277-0832 千葉県柏市北柏三丁目5番地5-101
TEL 04-7160-3235
【ホームページ】<https://www.office-yama.jp>
【Instagram】https://www.instagram.com/office_yama
【MAIL】info@office-yama.jp

